

令和6年度 阿賀野市立安田小学校 いじめ防止基本方針

当校は、「国のいじめ防止基本方針」、「阿賀野市のいじめ防止基本方針」に基づいて、以下の内容を定める。

1 「いじめ」・「いじめ類似行為」、「いじめ重大事態」の定義

(1) 「いじめ」・「いじめ類似行為」

①「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 行為をした者も行為の対象となった者も児童であること。
- 行為をした者と対象となった者の間に、一定の人間関係が存在すること
- 行為をした者が対象となった者に対して、心理的又は物理的な影響を与えて行為（事実）があること
- 当該行為の対象となった者が、心身の苦痛を感じていること

②「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(2) 「いじめ重大事態」

「いじめ重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態。児童生徒が自殺を凶った場合、身体に重大な傷害を負った場合等。及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態。

2 いじめ防止の方針

(1) 方針

- ① いじめは、教育活動を行う上で必ず起こり得るものと考え、日常の児童の行動を見守りつつ、いつでも支援できる体制を整えておく。
- ② いじめ未然防止の基本は、児童の心が通じ合うコミュニケーション能力を育むことである。そのために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 具体策

- ① 児童が楽しく学校生活を過ごせるよう、学校、家庭、地域が一体となり、専門家と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、根絶へ向けて取り組む。
- ② 職員研修の充実、学校行事の改善及び関係機関との連携を通じていじめを未然に防ぐように努める。
- ③ インターネットをはじめとする、情報操作によるいじめに対しては関係機関との連携をとりながら臨む。

3 いじめ防止の施策

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(1) いじめ防止のための取組

- ① 「特別の教科 道徳」授業の充実
- ② 良好な人間関係を育む学級づくりの取組
- ③ 全校でのソーシャルスキル教育の取組
- ④ 年間を通じた児童委員会を活動の主体にした挨拶運動の取組

4 学校におけるいじめ防止等に関する対策

(1) いじめの未然防止

- ① 道徳教育及び体験活動等の充実
学校教育の全ての教育活動をとおして道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童の主体的な活動の推進
児童が主体的に行ういじめの防止に資する活動を推進する。
- ③ 広報・啓発活動の充実
いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの大切さについて啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① 積極的な認知と変化を見逃さない児童との関係づくり
・ささいな兆候であってもいじめではないかとの危機意識をもち、早い段階からの確に関係児童の関わりをもち、児童が示す変化や危険信号を見逃さない。
- ② 定期的な実態把握
・毎月の生活アンケート、学期1回の保護者とともに回答するアンケート、それに伴う教育相談週間、Q-U（1回）等により児童がいじめを訴えやすい体制をつくり、実態把握に努める。
・職員終会時に各学年の気になる児童について報告するとともに、定例の「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」で児童の情報を共有するなどして、多面的な情報把握に努める。

(3) いじめへの早期対応

① 対応の基本姿勢

- ・教員、児童、保護者、地域住民、その他から情報を収集する。いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・学級担任等の特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・全職員の共通理解と情報共有、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、毅然とした態度で指導に当たる。

② 校内相談体制の確立

- ・スクールカウンセラーを活用するとともに、職員による定期的な相談活動を行うなど校内の教育相談体制を確立する。

③ 校外相談機関との連携

- ・市の「青少年育成電話相談」や県の「新潟県いじめ相談メール」「24時間子供SOSダイヤル」について広く周知する。

④ いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・学級担任、養護教諭、生活指導担当教員、管理職などで役割を分担し、組織で指導・支援体制を組む。
- ・速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と相談して対処する。

⑤ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・事実関係を把握し、家庭訪問により迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事実の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。

⑥ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに保護者に対する計測的な助言を行う。
- ・複数の職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、外部機関の専門家の協力を得て組織的に対応する。
- ・いじめをやめさせ、再発を防止するために、必要に応じて適切な懲戒を行う。

⑦ いじめが起きた手段への働き掛け

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

- ・はやしたてるなど同調した行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級での話し合いなどをおして、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。

⑧ 保護者との連携

- ・保護者と連携するために、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害の両方）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の指導方針、連携の仕方等について話し合い、共有する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

① 未然防止

- ・インターネットやSNSの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を充実させるとともに、児童、保護者、地域への啓発活動に努める。
- ・パソコン、スマートフォンやゲーム機等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。

② 早期対応

- ・インターネットやSNS利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応する。

(5) 新型コロナウイルス感染に関するいじめへの対応

- ① 新型コロナウイルス感染についての間違った認識が、いじめを引き起こすことが考えられる。感染予防策を徹底するとともに、感染予防のために働いている人、感染した人やその家族等に対して、傷付けるような言動、プライバシーを明らかにする行為、SNS等への書き込み等は絶対にしないよう具体的に指導する。

(6) いじめ重大事態発生時の対応

- ① 重大事態に該当するかどうかの判定を、文部科学省発行「『重大事態』の解説」に基づいて、いじめ・不登校・問題行動等対策委員会において行う。

- ② 児童の命を守ることを最優先にして調査・報告を行う。

1. 重大事態の発生を、阿賀野市教育委員会に電話で報告する。

- ・学校名 ・対象児童生徒の氏名、学年、性別等 ・重大被害の具体的内容
- ・報告時点における対象児童生徒の状況 ・重大事態に該当すると判断した根拠

2. 調査準備

いじめにより重大被害が生じた疑いがある児童に係る情報の集約及び両者間における共有、アンケート調査の質問票の作成などを開始する。

3. 調査

- ・関係児童への聞き取りやアンケート調査等によって、事実関係を明らかにする。
- ・調査資料（質問票や調査結果を記録した文書等）は誤って廃棄等することがないように、適切に管理する。事後の問い合わせの場合を考え、最低5年間保存とする。
- ・調査の進め方については、教育委員会と協議し、明らかになった事実関係等についても教育委員会と情報の共有を図る。
- ・調査に当たり、児童生徒と保護者の要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

(7) その他の留意事項

① 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全職員が一致協力した体制を確立する。いじめ・不登校・問題行動対策委員会で情報を共有し、組織的に対応する。

② 校内研修の充実

- ・いじめ等の生徒指導上の諸問題に関する校内研修を定期的実施する。

③ 家庭や地域との連携

- ・家庭や地域に対して、いじめが重大な社会問題であるという認識を広める。
- ・学校と家庭、地域が組織的に連携、協働する体制を構築し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める地域の風土をつくる。

④ 学校の評価

- ・いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、的確な実態把握に努める。

(8) 留意点

- ① いじめは学校の内外をとおしてどんな場面でも起こり得ることを想定して対処に当たる。

- ② いじめを訴えることができるような環境づくりに心掛ける。児童が複数の職員との信頼関係をもてるようにする。

- ③ いじめ被害者のプライバシーを守り、訴えに当たっては複数の職員で聞き取るようにする。いじめの被害が具体的に分かる聞き取りや必要に応じたアンケート実施等の場合も、被害者のプライバシー保護には最大限の配慮をする。

5 いじめへの措置

情報共有の流れについては、別紙1「いじめの措置 フローチャート」参照

(1) 基本方針

いじめに対する措置（いじめ防止対策推進法 第23条）に基づき、いじめを未然に防ぎ、早期発見、早期対応に心掛け、万一、いじめが深刻化した場合には、全力を挙げていじめに立ち向かえるよう、組織の拡充を図る。教職員の一人一人がいじめに立ち向かうとともに、外部の心理カウンセラー、医師、警察等の支援を受けながら、いじめを受けた児童の安全を保障し、保護者へ情報を随時伝えていく。

(2) 具体的な取組内容

① いじめ発生

② 校長、教頭、生活指導主任へ連絡

③ いじめの事実の確認

④ 阿賀野市教育委員会に連絡 関係機関へ連絡

⑤ 寄り添える体制で被害者保護

⑥ 加害者への聞き取り

…複数の職員による聞き取り 関連情報の掌握(場合によってはアンケートの実施)

⑦ 被害者の保護者への情報提供

⑧ いじめ・不登校・問題行動対策委員会の開催 具体的な支援策協議

⑨ 被害者の保護 加害者への指導

⑩ 学級全体への指導

6 いじめ・不登校・問題行動対策委員会の設置

(1) 構成員

日常的な教職員の組織(A)

校長
○教頭
教務主任
生活指導主任
生活指導副主任
特別支援教育コーディネーター
養護教諭
対象児童在籍学級担任
学年主任

Aに心理学専門家を加えた組織(B)

校長
○教頭
教務主任
生活指導主任
生活指導副主任
特別支援教育コーディネーター
養護教諭
対象児童在籍学級担任
学年主任
スクールカウンセラー
相談員

Bに学校関係者を加えた組織(C)

校長
○教頭
教務主任
生活指導主任
生活指導副主任
特別支援教育コーディネーター
養護教諭
対象児童在籍学級担任
学年主任
スクールカウンセラー
相談員
学校評議員

(2) 目的

- ① 「阿賀野市立安田小学校 いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・改善（PDC Aサイクル）の中核となる。
- ② いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ③ いじめの疑いがある事案が起こった場合は、いじめ情報の迅速な把握のために、関係児童への事実関係の聴取、指導体制の確立、対応方針の決定、保護者との連携等の対応について、緊急に会議を開催して役割分担等を決定するなど組織的な対応の中核となる。
- ④ 重大事態に対処するとともに当該重大事態と同様の事態の発生防止に努める。また、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 活動内容

- ① いじめ・不登校・問題行動対策委員会の開催及び職員への報告
 - ・ 定期開催・・・毎月末に実施する。
 - ・ 臨時開催・・・必要に応じて開催する。校長が開催の判断をする。
 - ・ 教頭が、職員終会等で全職員に報告する。
- ② 教育相談の協力と相談記録の蓄積
 - ・ 学級担任及び学年担任外で相談が必要な場合は教頭に連絡する。
 - ・ 教頭は、いじめ・不登校・問題行動対策委員会またはスクールカウンセラーに相談ができるよう計画を立案する。
 - ・ 「教育相談記録用紙」（様式なし）に記入し、入学年度ごとのファイルに綴じる。
- ③ 指導内容のプログラム化【PEACE METHODの手法を使って】
 - ・ 自校化したアンケートを実施する。〈準備〉Preparation
 - …いじめに対する教職員の意識調査
 - 児童の実態調査
 - 中心スタッフのいじめに対する理解、資料の収集。
 - ・ 教師の意識把握、児童による実態把握を行い、教職員の共通理解及び課題を把握する。

…職員会議、終会での情報提示 〈 教育 〉 Education

教職員間のいじめに関する信念や態度、意見の食い違いを取り除く（理解の共有化）

アンケートの分析から、方策を具体的に設定する。〈 行動 〉 Action

いじめに対する子どもや親の認識を高め、子どもたちにも学校の方策を知らせるとともに、子どもたちを巻き込んだ活動を立案する。（保護者に取組を紹介）

授業などでいじめ防止に向けて、「自分たちに何ができるか」を考えさせる場の設定

・いじめ防止に関する具体的な取組を実行する。〈 対処 〉 Copinng

…いじめ防止に向けた具体的方策の開発

学校全体の支持的雰囲気作り

いじめを防止するアイデアを生み出し、実行する。

・これまでの取組の成果を適切に評価する。〈 評価 〉 Evaluation

…同一アンケートによる調査結果の変化の見取り

全体的な取組の振り返りによる成果と課題の明確化

④ 仲間作りを基盤とした活動計画

・「仲間作り」に向けての学期ごとのめあての設定と具体的取組の決定

・ソーシャルスキル教育の導入

・日常生活に学級ソーシャルスキルを意識させる場を取り入れる。

⑤ 職員及び児童の人権感覚の醸成、組織づくり

・ユニバーサルな授業を行うため、校内研修を充実させる。

・警察、医師等専門家、コンピュータ関連の業者等の連携をする。

・児童の人権感覚を養うため、校内の特別支援学級、言葉の教室の職員が学年集会等で講話を行う。

・インターネットを通じた情報のやりとりについての学習を行う。ネット上の情報が入る体制を作っておく。

⑥ 外部機関との連絡調整

・阿賀野市役所、教育委員会、児童相談所等 ……教頭、生活指導主任

・阿賀野市 こどものことばとこころの相談室 ……特別支援教育コーディネーター

⑦ スクールカウンセラー配置拡充事業の運営

・派遣事業の準備、当日の運営、報告書作成等、教頭と生活指導主任が行う。

⑧ 年間を通じた取組

月	学校行事	児童会活動	学習活動・行事 等	職員研修等	いじめ・不登校・問題行動 対策委員会
4月	始業式 入学式	1 迎会		ソーシャルスキル研修	対策委員会 特別支援教育理解指導
5月	運動会			校内研修	対策委員会 特別支援教育理解指導 カウンセラー来校
6月	修学旅行 自然教室		6年修学旅行 2年マリンピア(生活) 5年自然教室(総合)	インターネット研修	対策委員会 特別支援教育理解指導 カウンセラー来校 教育相談①
7月	終業式		4年都辺田川探検		対策委員会 カウンセラー来校
8月	始業式			同和教育研修 ソーシャルスキル研修	
9月	チャレンジラン		4年新潟県庁(社会) 3年自然科学館 6年親善陸上参加(体 育・特活)	校内研修	対策委員会 カウンセラー来校

10月	ほたるっこ発表 会	いじめ見逃し ゼロ集会	4年市音楽祭参加		対策委員会 カウンセラー来校
11月			3年おいしいもの探検 (総合)		対策委員会 教育相談② カウンセラー来校 Q-U検査①
12月	終業式		6年むすびの里訪問 (総合)	インターネット研修 ソーシャルスキル研修	対策委員会 カウンセラー来校
1月	始業式 書き初め大会				対策委員会 児童への指導理解 カウンセラー来校
2月	入学説明会	卒業を祝う週間 卒業を祝う会	1・2年遊びの国へよ うこそ(生活科)		対策委員会 園への出前授業 教育相談② カウンセラー来校
3月	終業式 卒業式				対策委員会 カウンセラー来校

* 定期的いじめ・不登校・問題行動対策委員会は毎月開催。その他必要に応じて随時開催。

* 職員終会で気になる児童の情報共有

7 連携が必要な組織と取組内容

(1) 校内支援委員会との連携

① 基本方針

- ・ 特別な教育的ニーズが必要な児童の支援について関係職員で協議し、管理職の指導に基づき支援の方向性を共通理解する。
- ・ 保護者、外部機関と連携協力しながら支援を進める。

(2) 生活指導体制（こころ部との連携）

① 基本方針…仲間づくりを基盤とした、一人一人の「よさ」が輝く学校づくり

- ・ 人権尊重の考えに立ち、一人一人の児童を大切にし、温かい態度で児童に接し、指導に当たる。
- ・ 児童一人一人の「よさ」を積極的に見出し、伸ばしていけるように支援する。
- ・ 学級づくりと授業での指導を重視する。
- ・ 全職員の共通理解の下に、一体となって具体的指導に当たる。（ソーシャルスキル教育の充実、いじめ・不登校、問題行動への早期対応および共通理解）
- ・ 児童相互作用による教育力を大切にし、自主的・集団的活動を重視する。
- ・ 早期の成果より、徐々に変わりゆく過程を根気強く見守り、育てる指導態度をもつ。
- ・ 家庭や地域と協力し、児童の行動や実態について情報交換を行い、事故防止・非行防止に努める。

② 具体的な取組内容

ア 校内指導

- ・ 生活目標の設定（月毎、学期ごと）と具体的な取組
- ・ 学校生活のきまりの設定と指導
- ・ 子どもを語る会
- ・ 生徒指導研修会（関連法理解、ソーシャルスキル教育、など）
- ・ 各学期初めの挨拶運動 → 職員・児童の計画立案と実施

イ 校外指導

- ・地区児童会の実施
- ・長期休業中に関する指導
- ・登下校に関する安全指導
- ・街頭指導の計画と職員への協力要請
- ・交通安全に関する指導
- ・自転車教室の実施

(3) 中学校との連携

① 方針

- ・中学校区を単位とした広範囲の研修を年間1回行い、いじめに中学校区全体で対応できるようにする。
…アンケートの結果を受けて、また実態を受けてソーシャルスキル教育の充実を図る。
ソーシャルスキル教育を生徒指導の柱に据えて計画する。

② 具体的な取組内容

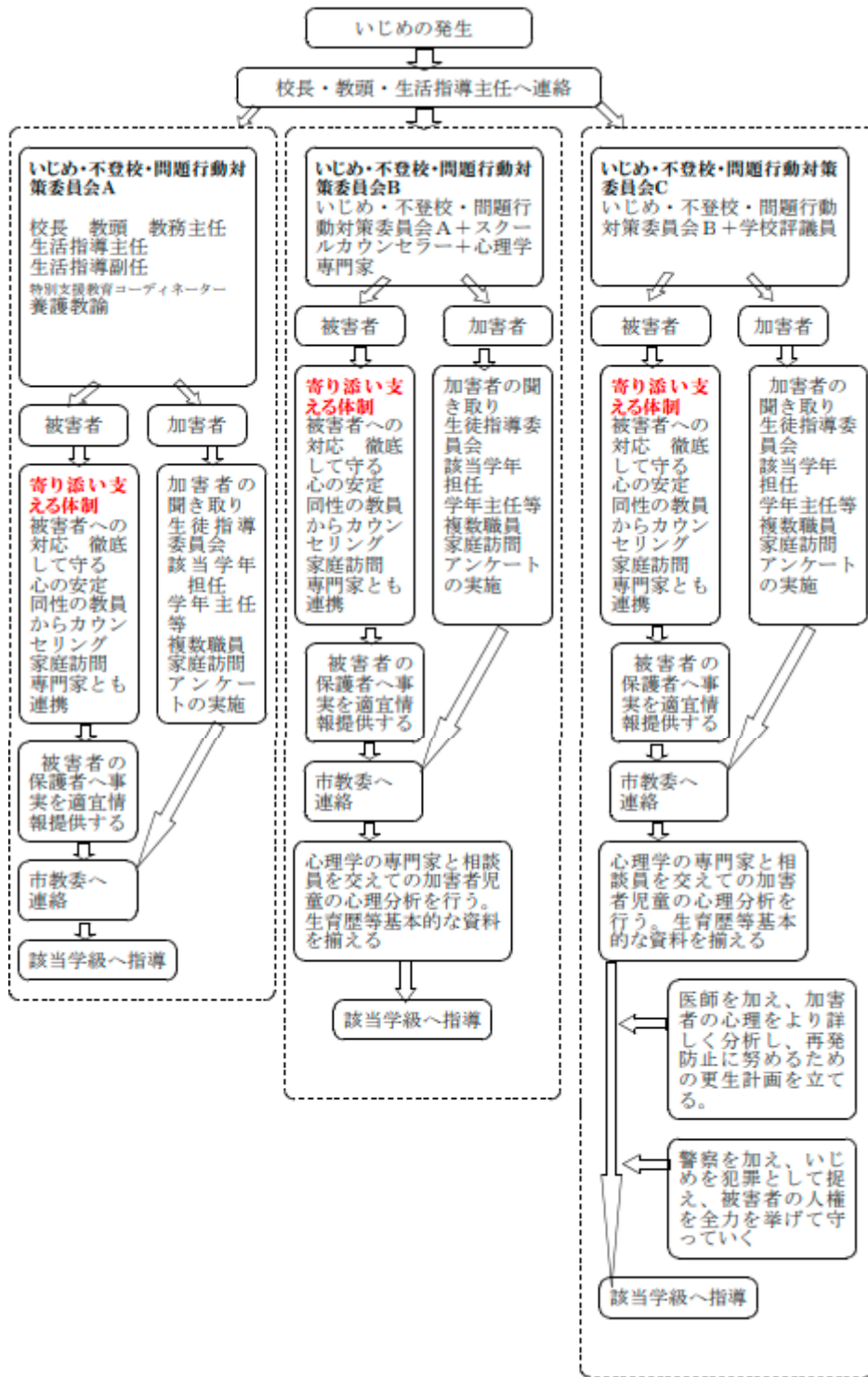
- ・教職員の資質能力向上を図る研修会を夏期休業中に行う。

8 点検・見直し

(1) 方針

- ① 取組内容を明確化し定期的に点検する。
- ② より実効性が高い取組を実施するために、この基本方針についていじめ・不登校・問題行動対策委員会で点検し、必要に応じて見直す。
- ③ 具体的な取組内容
 - ・チェックリストを作成・共有して全職員で実施する。(別紙2)
 - ・PDCAサイクルによる評価を行う。
- ④ 年間計画
 - 4月 いじめ防止の基本方針提示
 - 5月～6月 計画の遂行
 - 7月 計画への評価 学年単位で計画の調整
 - 8月 職員研修 再度計画
 - 9月 新たな計画でスタート
 - 10月～11月 計画の実行
 - 12月 計画の再評価
 - 1月 本年度の反省評価

別紙1 いじめの措置 フローチャート



いじめ発見のためのチェックリスト

教室

- 1 朝、玄関の靴だなの靴が乱雑に入っている。
- 2 掲示物が破れている。机に落書きがある。
- 3 教室のゴミ箱にゴミがあふれている。
- 4 特定の児童だけ机が離れている。

集団

- 5 グループ分けすると、特定の児童だけが残ってしまう。
- 6 班活動をする時、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の児童を冷やかしたりするグループがある。
- 8 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている児童がいる。
- 10 授業中、特定の児童に消しゴム等を投げている。

いじめられている児童

- 11 休み時間は教室に常に一人で座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
- 12 一人でいることが多い。
- 13 遅刻、欠席、早退が多くなってきている。
- 14 体調不良を訴え、保健室へ行きたがる。
- 15 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いしている。
- 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 いじめのアンケートを提出しない。
- 18 教職員の近くに行ったり、話しかけたまま離れようとしない。
- 19 持ち物や机に落書きをされる。
- 20 靴箱の靴(体育館シューズ等)を違う靴箱に入れられたり、隠される。
- 21 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 22 弁当を無断で食べられたり、捨てられたりする。
- 23 発言すると、声を掛けられたり、からかわれたりする。
- 24 ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨ての当番になっている。
- 25 服に靴跡がついていたり、ボタンが取れていたり、ポケットが破れていたりする。
- 26 手足に傷やあざがある。
- 27 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- 28 スポーツ少年団などを休みがちになり、やめると言い出す。
- 29 他の児童の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず目立たないようにしている。
- 30 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。

いじめている児童

- 31 教師によって態度を変える。
- 32 教師の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
- 33 グループで常に行動し、他の児童を威嚇したり、指示したりする。
- 34 特定の児童だけに強い仲間意識を持っている。
- 35 活発に行動するが、他の児童にきついことを言う。